



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和4年11月 7日

発信課	子育て支援課青少年係
担当者	原口
連絡先	電 話 内線5271
	F A X 22-3275
	E-mail sesyonen@city.asahaikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	月 日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	令和4年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 表彰の目的 明るく住みよい社会の創造のために活動している青少年とその団体、及び青少年の健やかな成長を願い多年にわたり活躍されている育成指導者とその団体、並びに社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業を顕彰することにより、その功績を讃えとともに、青少年健全育成活動の重要性を広く市民に喚起することを目的として表彰を行います。</p> <p>2 関係書類 (1) 旭川市青少年健全育成成功績者表彰要綱 (2) 令和4年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰実施要領 (3) 令和4年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰企業募集要項 (4) 令和3年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰顕彰者概略</p> <p>3 募集期間 令和4年11月14日(月)から令和5年1月20日(金)まで</p> <p>4 表彰式(予定) (1) 日時 令和5年3月25日(土) 午後3時 (2) 場所 旭川市ときわ市民ホール4階 多目的ホール</p> <p>5 担当課(担当者)及び連絡先 子育て支援課青少年係(担当者 原口) 電話 25-9847</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※「2 関係書類」に同じ。
報道(取材)に当 たっているのお願い	
備 考	

旭川市青少年健全育成功績者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明るく住みよい社会の創造のために活動している青少年とその団体、及び青少年の健やかな成長を願い多年にわたり活躍されている育成指導者とその団体、並びに社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業を顕彰することにより、その功績を讃えると共に、青少年健全育成活動の重要性を広く市民に喚起することを目的とする表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の根拠)

第2条 旭川市表彰事務取扱規則第3条第1項第3号、旭川市表彰事務取扱基準第2条第3項第2号及び同条第7項に基づく表彰とする。

(賞の名称)

第3条 この要綱による表彰の名称は、旭川市青少年健全育成功績者表彰とする。

(対象者)

第4条 表彰の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個人の部

ア 青少年の部

市内に居住又は通学若しくは通勤し、子ども会活動、奉仕活動、非行防止活動、まちづくり活動など明るく住みよい社会の創造に3年以上にわたり貢献し、他の模範とされる者であること。

イ 育成指導者の部

市内に居住し、育成指導者として10年以上にわたり青少年の育成・指導に従事し、その功績が顕著で他の模範とされる者であること。

(2) 団体の部

ア 青少年団体の部

市内を拠点として活動し、子ども会活動、奉仕活動、非行防止活動、まちづくりなど明るく住みよい社会の創造のために、5年以上継続しその活動を活発に進めている団体であること。

イ 育成団体の部

市内を拠点として活動し、青少年の健全育成の目的・基本理念を良く理解するとと

もに、青少年が自主的に活動できるように側面から助けるなど青少年の育成指導を10年以上にわたり継続して活動し、その功績が顕著で他の模範とされる団体であること。

(3) 企業の部

市内に本社，支店，事業所等を置き，社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業であること。

(候補の選定)

第5条 個人の部及び団体の部の候補の選定は推薦によるものとし，企業の部の候補の選定は応募によるものとする。

(選考及び決定)

第6条 表彰は，推薦又は応募があったものの中から，旭川市子ども・子育て審議会青少年施策に関する専門部会の委員により審査選考し，市長が決定する。

(表彰の実施)

第7条 表彰は，毎年1回，表彰状を授与しこれを行う。

(庶務)

第8条 この要綱に関する事務は，旭川市子育て支援部子育て支援課青少年係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

令和4年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰実施要領

1 目的

この要領は、旭川市青少年健全育成成功績者表彰要綱第9条の規定に基づき、令和4年度の募集、選考及び表彰について、必要事項を定めることを目的とする。

2 募集期間

令和4年11月14日（月）から令和5年1月20日（金）まで

3 推薦及び応募方法

(1) 個人及び団体の部

ア 推薦者

表彰候補者の推薦は、地区市民委員会、学校、警察関係をはじめとした青少年の健全育成団体とする。

イ 推薦書

別紙推薦書（様式1～3）により推薦する。記載にあたっては次の点に留意する。

(ア) 令和5年3月31日現在の内容で記入すること。

(イ) 楷書で記入し、必要事項の全てを記入すること。

(ウ) 表彰候補者には、スポーツ振興、文化振興団体を含まないこと。

(エ) 個人の部の育成指導者の部及び団体の部の育成団体の部の表彰候補者には、少年補導員及び少年補導に専従する団体を含まないこと。

(オ) 推薦は、原則、各部門2件までとし、序列をつけて提出すること。

(2) 企業の部

募集要項等の詳細は別途定める。

4 募集の方法

子育て支援課青少年係へ持参又は郵送する。

5 応募先（問合せ先）

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市子育て支援部 子育て支援課 青少年係（担当 原口）

電話 25-9847

6 選考の方法と表彰数

(1) 選考の方法

書類による選考

(2) 表彰数

企業の部の表彰数は原則として1企業とする。

7 表彰

- (1) 表彰の決定通知は、推薦者及び応募企業に対し行う。
- (2) 表彰は、令和5年3月25日（土）（予定）旭川市青少年健全育成功績者表彰式において行う。
- (3) 受賞者氏名及び受賞企業名並びに事績は、新聞社等の報道機関に発表し報道を依頼する。

8 その他

- (1) 提出資料等は返却しない。
- (2) 審査に関する問合せには応じない。

令和4年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰 企業表彰募集要項

1 目的

この要項は、旭川市青少年健全育成成功績者表彰要綱第9条の規定に基づき、令和4年度の企業の部の表彰の応募及び募集について必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募期間

令和4年11月14日（月）から令和5年1月20日（金）まで

3 応募方法

(1) 応募対象

次のア～ウの全てを満たす青少年の体験活動

ア 市内に本社、支店、事業所等を置く企業（営利を目的として経済活動を継続して実施する法人格を有した組織）が、社会貢献活動として主催した体験活動（企業が本来業務として実施する営利活動は対象外とする。）

イ 令和3年12月1日から令和4年11月30日までに旭川市内で実施した体験活動

ウ 参加する青少年（おおむね18歳以下の者又はそれらを含む親子）を公募して実施した体験活動

参考 『「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事である。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動である。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職業体験活動、インターンシップである。』

（中央教育審議会答申「今後の青少年の体験の推進について」（平成25年1月）より）

(2) 応募提出書類

ア 別紙応募様式により応募する。記載にあたっては次の点に留意する。

（ア）令和5年3月31日現在の内容で記入すること。

（イ）楷書で記入し、必要事項の全てを記入すること。

（ウ）ホームページから様式をダウンロードすること。

イ その他実践内容等がわかる資料

4 募集の方法

子育て支援課青少年係へ持参又は郵送する。

5 応募先（問合せ先）

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市子育て支援部 子育て支援課 青少年係（担当 原口）

電話 25-9847

6 その他

- (1) 提出資料，写真等は返却しない。
- (2) 審査に関する問合せには応じない。

令和3年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰顕彰者概略

個人の部

年度	部門	年齢	主な活動歴
R 3	青少年の部	17	平成27年から旭川市連合子ども会に加入しており、7年にわたり子ども会活動に参加している古参メンバーのひとりである。 平成29年に旭川市連合子ども会の役員となつてからは、各種事業の企画・運営に携わるほか、北海道子ども連合会主催の「リーダー研修会」等へ積極的に参加する等活動の幅を広げている。 穏やかで面倒見が良く、誰にでも優しく接する人柄と、学業と子ども会活動の両立を図りながら何事も真摯に取り組む姿は、後輩たちの良いお手本となっている。
R 3	青少年の部	17	平成26年に旭川市連合子ども会へ加入し、平成31年4月から旭川市連合子ども会の役員となつて以降、各種事業の企画・運営において的確な意見や積極的な提案を行っているほか、今年度は旭川市連合子ども会の会長として、会の円滑な運営に寄与している。 明るく天真爛漫な性格と、誰にでもすぐに打ち解けられる人柄で誰からも慕われており、また子ども会活動で見せる優しくも頼もしい姿から後輩たちの信頼も厚く、今後の活躍が大いに期待される人材である。
R 3	育成指導者の部	61	平成23年に修和町内会青少年育成部長に就任後、隣接する町内会と連携して「ラジオ体操」や「愛のパトロール活動」などを行うほか、所属する「末広中央地区市民委員会青少年育成部」主催の各種活動にも積極的に参加する等、青少年健全育成活動に注力している。 地区事業である「もちつき大会」では、つき手の傍ら子どもたちが安全に活動できるよう気を配り、また「雪中運動会」では、事故の未然防止のため会場の地均しや危険箇所の表示を率先して行う等、真摯に活動に取り組む姿は他の模範となつており、町内会のみならず地域の今後の活動にも重要な人材である。
R 3	育成指導者の部	73	平成16年から光南町内会青少年育成部長となり、平成20年からは東光地区市民委員会青少年育成部役員を兼任し、町内会事業では「親子ふれあいパーティー」や「ラジオ体操」、地区事業では「親子盆踊り大会」等の企画・運営に熱心に取り組んでいる。 子どもたちの自主性・自律性を重視し、連帯感や人のつながりを指導する姿は、他の育成指導者の模範となっているほか、温厚誠実な人柄と物心両面で活動を支援する姿勢は地域の信頼も厚く、今後も地域を牽引していく存在である。
R 3	育成指導者の部	70	平成22年から豊岡3・4条東町内会青少年育成部長に就任後、「ラジオ体操」、「七夕祭り」や「花火大会」等の町内会事業の企画・運営に取り組み、青少年の健全育成活動を推進している。 「七夕祭り」では子どもたちの短冊を飾るためのヤナギの木を用意し、また「花火大会」では子どもたちがヤケドやケガをしないよう安全面に気を配る等、青少年健全育成活動の中心として熱心に活動する姿勢は他の模範となつており、また温厚誠実な人柄は地域からの信望も厚く、今後の地域活動にも重要な人材である。
R 3	育成指導者の部	47	平成24年から東光南明和町内会青少年育成部長に就任し、町内会事業である「青少年の集い」の企画・運営、「施設見学」や「ローソクもらい」などの新たな行事を立案し実施したほか、平成30年からは北海道ボクシング連盟の理事として、ボクシングを通じた青少年の健全育成に尽力するなど、精力的に活動している。 子どもたちが参加しやすい雰囲気を作りながら活動を共にする姿勢は、子育て世代の町内会活動参加促進に寄与したほか、温厚で責任感が強い人柄は地域からの信望も厚く、「若手のホープ」として今後の活躍が大いに期待される人材である。
R 3	育成指導者の部	62	平成22年から末広二・七町内会青少年育成部長となり、平成31年4月からは末広地区市民委員会青少年育成部副部長を兼任し、「町内会夏祭り」や「ラジオ体操」等の企画・運営に取り組んでいる。 「町内会夏祭り」で行う『子ども神輿』では、常に参加の子どもたちの体調と安全に気を配り、終始行動を共にして無事故で終わられるよう尽力している。 子どもたちとのふれあいや自主性の醸成に主眼を置き、熱心に指導する姿は他の模範となつており、今後も地域を牽引していく存在である。
R 3	育成指導者の部	66	平成21年に末広中央第二町内会青少年育成部副部長となり、翌平成22年からは同町内会青少年育成部長と末広地区市民委員会青少年育成部副部長に就任後、地域の子どものために長きにわたり健全育成活動を続けており、様々な事業の中でも「ラジオ体操」は一日も欠かさず参加し、子ども達に熱心に指導している。 温厚誠実な人柄で他の育成指導者からの信望も厚く、地域の青少年健全育成活動を発展させていく人材として大いに期待されている。